

一般社団法人 山口県介護支援専門員協会

費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人山口県介護支援専門員協会（以下「本会」という。）の役員他会員が会務に従事した場合の費用弁償の基本的事項について定めることを目的とする。

(対象)

第2条 この規程の適用の対象となる会務とは、次の各号に掲げる活動をいう。

(1) 役員が、定款に定める常任理事会及び理事会、又は部会及び理事会が特に必要と認める業務に参加すること。

(2) 役員が、一般社団法人日本介護支援専門員協会（以下「日本協会」という。）の会議他連絡調整等のために会長の命を受けて出張すること。

(3) 委員会等の補助組織の会議の構成員としてその会議に出席し、又はその業務に参加すること。

(4) その他会長が特に費用弁償することを承認して行う事業等に参加すること。

2. 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、原則として費用弁償の対象としない。

(1) 本会の代議員が総会に参加する場合。

(2) 定款による機関及び補助組織の構成員としてではなく、単なる傍観者として参加する場合。

(3) 日本協会の社員総会、ケアマネジメント研究大会に参加する場合。

(4) その他あらかじめ費用弁償の対象としない旨告知された事業に参加する場合。

(範囲)

第3条 この規程によって弁償を受けることができる費用は、予算の範囲内において、次の各号に定めるものに限る。

(1) 会務に従事するために要する交通費（以下「交通費」という。）の実費。

(2) 会務に従事するために要する宿泊費（以下「宿泊費」という。）の実費。

(3) その他の経費で、理事会が特に必要と認めたもの。

(交通費)

第4条 交通費は、会務に参加するために順路によって要する船賃、鉄道運賃、バス運賃、航空運賃の実費を支給する。なお車の場合は、自宅から開催地までの往復距離を1km30円として計算する。

2. 車の場合の距離については、Webで検索した距離とする。なお、小数点以下は四捨五入とする。

3. 車の場合については、片道45km以上の場合は、高速道路・有料道路利用料金の実費を加算するものとする。

4. 前項の鉄道運賃は、普通料金に特別料金（座席指定料金、急行料金、特急料金等）を加えた額とする。

5. やむを得ない事情によりタクシーを利用した場合は、タクシー利用料金を加算する。

(宿泊費)

第5条 宿泊費は、次の各号に掲げる場合に支給する。

(1) 複数日にわたって会務に従事するために宿泊の必要がある場合。

(2) 前号以外で、理事会が必要と認めた場合。

2. 支給額は、1泊あたり県外 15,000 円、県内 9,800 円を上限とする。ただし、あらかじめ主催者等から宿泊場所・宿泊費を指定された場合は、それに従うものとする。

(費用の請求)

第6条 費用の弁償を受けようとする者は、別に定める「費用請求書」と原則として交通機関を利用した場合は領収書を添えて、本会事務局に提出しなければならない。

(報告書)

第7条 研修が終了したときは、すみやかに別に定める「復命書」を本会事務局に提出しなければならない。

(前渡し)

第8条 本人が希望する場合には、要する金額を前渡しすることができる。

2. 前項の規定により費用の前渡しを受けた者は、当該会務終了後 20 日以内に、別に定める「費用精算書」を本会事務局に提出し精算をしなければならない。

(委任)

第9条 この規程に定める外、必要な細目事項は、理事会において別に定める。

附 則

1. この規程は、平成28年3月28日から施行する。